

福井県バドミントン協会表彰規程細則

第1条 この細則は、福井県バドミントン協会表彰規程に関して必要な事項を定める。

第2条 功労者は満50歳以上とし、永年とは15年以上とする。

第3条 功労賞の表彰は、毎年12月末日までに推薦するものとする。

第4条 優秀選手賞の大会と成績の区分は次のとおり

1. 団体戦

ベスト8以上 --- 国民体育大会

ベスト4以上 --- 全国小学生選手権大会、若葉カップ全国小学生大会、
全国中学校大会、全日本中学生選手権大会、
全国高等学校選手権大会、全国高等学校選抜大会、日本ジュニアグランプリ、
全日本学生選手権大会、全日本実業団選手権大会

2位以上 --- 全日本教職員選手権大会（一般の部）、全日本レディース選手権大会、
日本マスターズ

2. 個人戦

ベスト16以上 --- 全日本総合選手権大会

ベスト8以上 --- 全国中学校大会、全国高等学校選手権大会、全日本学生選手権大会、
全日本社会人選手権大会

ベスト4以上 --- 全国小学生ABC大会、全国小学生選手権大会、全日本ジュニア選手権大会、
全国高等学校選抜大会、全日本教職員選手権大会（一般の部）

2位以上 --- 全日本シニア選手権大会

3. 県総合選手権大会3年連続優勝

4. その他

第5条 功労賞及び優秀選手・優秀指導者賞の表彰は、毎年表彰式（1～2月）においておこなう。

第6条 第3条、第5条の推薦の方法は、別に定める様式によるものとする。

第7条 この規程に定めるものの外、必要な事項は、その都度常任理事会において諮り定める。

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経ておこなう。

附 則 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

平成18年4月20日 一部改正

平成21年4月 4日 一部改正

平成24年4月14日 一部改正